

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成25年9月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 監督処分をした年月日  
平成25年8月27日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地  
株式会社松原秀範建築設計研究所  
坂出市本町1丁目6番3号
- 3 当該建築士事務所の開設者の氏名（法人である場合にあっては名称及びその代表者の氏名）  
株式会社松原秀範建築設計研究所 代表取締役 松原秀範
- 4 当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び当該建築士事務所の登録番号  
一級建築士事務所 香川県知事登録第1242号
- 5 監督処分の内容  
建築士事務所の登録の取消し
- 6 監督処分の原因となった事実  
当該建築士事務所の開設者である株式会社松原秀範建築設計研究所の代表取締役松原秀範は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）違反、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）違反及び道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により、平成25年4月30日に高松地方裁判所丸亀支部から懲役1年執行猶予3年に処する旨の判決を受け、同年5月15日にその刑が確定した。  
このことは、建築士法第26条第1項第2号に該当する。